

エネルギー環境委員会



平成29年3月23日(木) 広島市において竹下委員長をはじめ約40名出席のもと、エネルギー環境委員会を開催した。

当日は、議事に先立ち(一社)日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長 池田三知子氏から「環境・エネルギー政策を巡る諸課題と経団連の取り組み」をテーマにご講演いただいた。

引き続き議事に移り、平成28年度活動状況報告ならびに平成29年度事業計画案を審議し、原案どおり承認された。

〔講演〕

○演題

「環境・エネルギー政策を巡る諸課題と経団連の取り組み」

○講師

(一社)日本経済団体連合会
環境エネルギー本部長
池田 三知子氏



○要旨

1. エネルギー政策に関する考え方

(1) バランスのとれたエネルギー供給

政府は、震災後の原子力発電所停止等により直面したエネルギー制約の課題に対応する3つの目標、①震災前を上回る自給率25%程度、②電気料金を震災前より引き下げる、③欧米に遜色ない温室効果ガス排出量削減目標を設定した上で、2030年のエネルギーミックスを策定した。そのポイントは、一つがオイルショック時並みの5,030万kl程度の「徹底した省エネ」を織り込んだこと、もう一つが再エネ22~24%程度、原子力22~20%程度という電源構成が示されたことである。

再エネを1%増やし、原子力を1%下げると2,180億円のコスト増と示されているが、エネルギーミックスは電力コストが震災前より下がるという前提の範囲内で再エネを最大限導入するよう策定されており、2030年にはFIT(固定価格買取制度)費用は4兆円程度まで膨らむとされている。

他方で、現状では原子力の再稼働が進んでい

ない。2050年など、2030年よりもっと先を見据えると、原子力発電所の運転期間の延長はもとより、新設・リプレースが不可欠と考えている。

(2) FIT制度見直しと今後の課題

再生可能エネルギーはエネルギー安全保障や温暖化対策で大きなポテンシャルがあり、持続可能な導入促進策が重要と考えている。しかし、現時点では、非効率・不安定・高コストといった課題解消のための研究開発・実証等が必要。また、FITは国民負担の急増等の問題があり、抜本的な見直しが必要である。

こうした主張を2015年4月の「新たなエネルギーミックスの策定に向けて」等により政府審議会やパブリックコメントで働きかけ、昨年5月には改正FIT法が成立した。今般の見直しは、未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設、事業用太陽光の入札制導入等価格決定方法の改善など、現時点で政府が取り得る対応が盛り込まれており概ね評価できる。一方で国民負担は今後も確実に増大していくため、制度の一層の改善、研究開発の推進が必要である。また、将来的には制度的な補助がなくても市場原理に基づいて再エネが自立的に導入されることを目指すべきと申し上げているところである。

(3) 電力システム改革の進捗状況、課題

政府は、東日本大震災以降、エネルギーシステム改革を積極的に進め、電力については、安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要者の選択肢や事業者の事業機会の拡大の3つを目的として3段階で推進している。第3段階(送配電部門

的法的分離)の実施に向け、更なる競争の活性化や安定供給など自由化の下での公益的課題への対応の方向性が「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」で提示されたことを受け、経団連は「電力システム改革に関する意見」を1月にとりまとめた。

意見のポイントは、電気料金の引上げや電力供給の不安定化を招かないよう、慎重に制度設計をする必要があるということ。例えば、ベースロード電源市場で強制的に電源供出させることは本来あまり望ましいことではなく、将来的には競争の進展を確認した上で撤廃も視野に検討する等、改革の進展や環境変化に応じ、柔軟に変更し得る制度を設計することが重要である。また、非化石価値取引市場は排出権取引制度の導入とほぼ同様の影響をもたらす懸念があり、この懸念が解消されることが必要である。

2. 「低炭素社会」の構築に向けた取り組み

(1) 低炭素社会実行計画

2013年度から「経団連低炭素社会実行計画」により、国内事業活動における削減、主体間連携の強化、国際貢献の推進、革新的技術開発の4本柱を基軸に、地球規模・長期の温室効果ガス削減に取り組んでいる。

世界全体に占める日本の温室効果ガス排出量シェアは3%未満、一方、中国(22.2%)をはじめとする途上国のシェアは63%であり、今後も途上国の排出量の大幅な増加が続く見通しのため、地球規模で削減していく視点が重要である。

また、経済成長と排出削減を両立させる鍵は技術であり、短期的には日本の有する世界最先端の省エネ・低炭素技術を途上国など海外に展開し普及を図り、中長期的には革新的技術の開発・普及を通じて、大幅な削減を実現する必要がある。

(2) パリ協定の評価と課題、国内対策

2015年12月に採択された「パリ協定」は、すべての主要排出国が地球温暖化対策に取り組むことを約束する歴史的枠組みであり、経済界がかねてから求めてきたもの。日本として、環境と経済を両立しつつ、2030年度の中期目標(2013年度比26.0%削減)の達成に国を挙げて取り組むべきである。今後の課題は、日本の経済界が自主

的取り組みで培ってきたプレッジ&レビューの経験や知見を国際社会にインプットする等、パリ協定の国際レビューのルールづくりへ貢献していく等である。

中期目標達成に向け、政府は2016年5月に今後の国内温暖化対策に関する「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。ポイントは、産業界の対策の柱として「経団連低炭素社会実行計画」を位置づけた一方、「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」という長期目標が十分な議論を行わずに記載されたことである。

国内排出量取引制度については、経済活動を阻害し、研究開発投資の原資を奪うものであることから導入に反対しているが、「慎重に検討を行う」と記載された。

(3) 長期の温室効果ガス低排出発展戦略

パリ協定により、締約国は2020年までに長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成、提出するよう招請されている。この長期戦略に対する経団連の基本スタンスは、①まずは野心的な中期目標に官民あげて注力すべき、②環境と経済の両立、とりわけエネルギー政策との整合性が不可欠、③2050年80%削減目標の問題点として、2℃や1.5℃の目標は世界全体で達成すべきもので一国での削減率を求めている等、④長期戦略策定に向けては削減率ありきのトップダウンではなく、実現可能性の高い対策を積み上げた議論が必要、革新的な技術開発が鍵、企業の研究開発投資の原資を奪う規制的手法には反対、などである。

長期戦略策定に向け、環境省、経済産業省がそれぞれの会議体で議論した報告書が出揃ったので、今後、日本としての検討となる。経産省は「地球全体での削減が重要、国内外全体でのカーボンニュートラルを目指す」という方向性である。一方、環境省には、経済界の意見をできる限り反映するよう努めたものの、カーボンプライシングの早期導入を目指す等を記載された。今後、環境省が本格的なカーボンプライシング研究会を立ち上げるとのことである。何とか大型炭素税や排出量取引制度が導入されないよう、活動していきたいと考えている。

(担当：中祖)